

平成26年（モ）第1060号申立費用額確定処分申立事件
（平成26年（ヨ）第40号発信者情報開示等仮処分事件）

申立費用額確定処分

和歌山市加納46-17

申立人（債権者） 戸 田 正 人

同代理人弁護士 太 田 達 也

和歌山市十番丁72 カサ・デまるのうち201

相手方（債務者） 吉 田 益 夫

申立人から、当庁が平成26年7月3日になした仮処分決定についての申立費用額確定処分の申立てがあったので、別紙費用計算書に基づき、次のとおり定める。

主 文

相手方は、申立人に対し、1万0226円を支払え。

平成26年8月12日

和歌山地方裁判所民事部

裁判所書記官 山 村 浩 一

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 山 村 浩 一



(別紙)

費用計算書

申立人（債権者）が支出した費用

1	申立提起手数料	2000円
2	申立書等の作成及び提出費用	1500円
3	審尋期日通知書，決定正本等送達・送付費用	2776円

(内訳)

仮処分命令申立関係	審尋期日通知書等	530円
	決定正本	1082円
申立費用額確定処分関係	催告書	82円
	確定処分正本	1082円

4	債権者代理人審尋期日出頭日当	3950円
---	----------------	-------

(日当単価3950円×1日＝3950円)

1ないし4の合計 1万0226円

以上